

答 申 第 46 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 2 年 8 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 4 月 30 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「特定の個人に関するインシデント報告書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）についての保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、三重県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）が令和元年 5 月 27 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人の親族である特定個人に関して発生したインシデントについて実施機関が作成した報告書であり、その全体が当該特定個人の個人情報であると認められる。

そして、本件対象保有個人情報において、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）は、以下の情報である。

- (1) インシデント報告書のシステム更新履歴情報のうち、インシデント発生現場の担当者及び各セクションのリスクマネージャーの氏名及び更新を行った時刻
- (2) インシデント報告書の報告者が記載する部分のうち、本人の既知情報以外の情報

4 本決定の一部取消しについて

実施機関は、本件非開示情報のうち 3 (2) の情報については、審査請求を受けて再検討を行った結果、令和 2 年 6 月 18 日、既知情報として開示することが妥当であると判断を変更し、本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、本件非開示情報のうち 3 (1) の情報を非開示とした判断について審議を行うこととする。

5 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

実施機関が主張する非開示理由としての「業務に著しい支障を及ぼすおそれ」については、名目的でなく実質的な支障の程度が要求されるが、インシデント報告者の個人責任を追及しないことを前提とすることについては、実施機関の内部制度を整え、教育指導や周知で対処すればよく、非開示の正当な根拠につながるものではない。

また、日本医師会の公式見解でも、インシデント等報告書が法的な責任を問う直接の証拠になることは考えにくいとしており、裁判での責任追及の法的根拠資料としては未成熟状態と言える。

さらに、本件は情報公開ではなく保有個人情報の本人開示なので、報告者氏名は既知情報であり非開示とする論拠はない。公表ではないのに、誰が責任追及するのか、審査

請求人が激しくするというのか。職務遂行に係る公務員の氏名を隠すべきではない。

また、他の自治体病院に、同種事故のインシデント報告書の公文書開示請求を行ったところ、報告者の職、氏名、事故原因分析、再発防止提言内容等も開示された。

なお、他の自治体では責任追及のおそれとして「訴訟その他の紛争に発展するおそれ」を非開示論拠とした実施機関の主張は、患者等による訴訟等の正当な権利の侵害につながり不当であるとして否定された審査事例もある。

6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

インシデント報告書は、院内で発生したインシデントについて、院内の関係者で情報を共有し、病院全体で同様のインシデントの再発防止策の検討に活用することを目的として収集している情報である。そのため、インシデント報告書は、多職種の職員から事実をありのままに積極的に報告してもらうことが重要であり、報告書の氏名は秘匿すること、当事者の個人責任を追及しないことを前提条件としている。

インシデント報告書のシステム更新履歴情報のうち、インシデント発生現場の担当者及び各セクションのリスクマネージャーの氏名及び更新を行った時刻については、開示することでインシデントに関係した職員が特定される可能性がある。そうすると、報告者が責任を追及されることをおそれ、インシデント報告書の提出を躊躇し、実施機関におけるインシデント事例の収集の確保が困難となる結果、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、部分開示としたものである。

7 審査会の判断

審査請求人は、本件非開示情報の開示を要求しているが、実施機関は本決定を妥当としていることから、本決定の妥当性について条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 条例第16条第6号（事務事業情報）の該当性について

条例第16条第6号は、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは、非開示とすることを定めている。

審査会において実施機関に聴取したところ、インシデント報告書は、インシデント発生現場の担当者によりシステムへ登録され、各セクションのリスクマネージャーの確認を経て医療安全管理室の担当者へシステム上で報告され、最終的な承認を受けるものであり、システム更新日時、更新者氏名及び更新区分が更新履歴情報として記載されるとのことである。また、最終的な承認を行う医療安全管理室の担当者は、報告されたインシデントを取りまとめる事務を行っているとのことである。

以上のことから、インシデント報告書のシステム更新履歴情報のうち、インシデント発生現場の担当者及び各セクションのリスクマネージャーの氏名については開示することでインシデントに関係した職員が特定され得ると認められる。

また、インシデント発生現場の担当者及び各セクションのリスクマネージャーがシステム更新を行った時刻については、勤務職員が少数となる時間帯にあっては時刻を開示することでインシデントに関係した職員が特定され得ると認められる。

したがって、実施機関が報告者の氏名を秘匿し、個人責任を追及しないことを前提とした制度運用を行っている現状では、本件非開示情報を開示することでインシデントに関係した職員が特定される可能性があり、今後報告者が責任追及をおそれ、インシデント報告書の提出を躊躇し、実施機関におけるインシデント事例の収集の確保が困難となる結果、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張について、特に不自然、不合理な点は窺われず、これを覆すべき特段の事情は認められないため、本号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(2) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 1 0 . 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 1 . 1 0 . 9	・ 実施機関に対して、対象保有個人情報記録された公文書の提出依頼
R 1 . 1 1 . 6	・ 実施機関を経由して反論書の受理
R 2 . 2 . 1 8	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 2 . 4 . 1 3	・ 審査請求人より意見書の提出
R 2 . 6 . 2 4	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 (令和2年度第2回第2部会)
R 2 . 7 . 2 2	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和2年度第3回第2部会)
R 2 . 8 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第4回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。